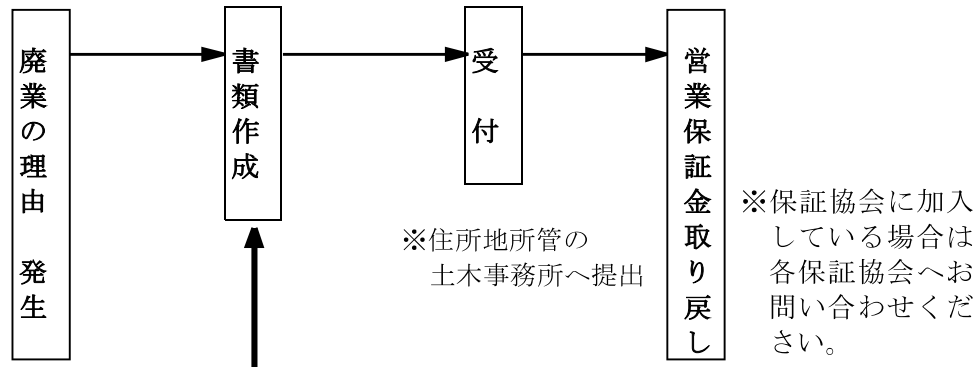


7 廃業等届出書の作成

■「廃業等届出書」の作成、記入要領等

下記の「廃業の理由」に該当するに至った場合、届出人はその日から（個人業者が死亡した場合は、相続人がその事実を知った日から）**30日以内**に、免許を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に届け出ることが必要です。（法第11条）



◇必要書類

- ・ 廃業等届出書 （正1部、副1部、控え1部）協会提出用などが別に必要な場合、必要な部数を各自、事前に準備してください。
- ・ 免許証 （原本1部、写し1部、控え1部）
- ・ 以下表に掲げる添付書 （原本1部、写し1部、控え1部）

【法人（株式会社、有限会社など）業者】

廃業の理由	届出人	添付書類
合併による消滅	代表する役員であった者	消滅した会社の閉鎖事項全部証明書 (消滅日が載ったもの。)
破産	破産管財人	破産管財人の証明書 (裁判所が発行する。)
解散	清算人	履歴事項全部証明書 (解散日と清算人が載ったもの。)
廃止 <small>※法人は存続するが、宅建業のみやめる場合</small>	宅建業免許証に記載している代表者（代表者死亡等の場合、新しい代表者）	新しい代表者の場合、前代表者死亡等の記載がある「履歴事項全部証明書」

【個人（会社組織ではない）業者】

廃業の理由	届出人	添付書類
死亡	相続人（別に宅地建物取引士の死亡等届出書が必要なときがあります）	戸籍謄本等 (死亡及び相続人記載のもの)
廃止	宅地建物取引業者であった者	なし

【専任の取引士の「勤務先」等の変更届出について】

廃業届出を提出した業者の専任の取引士になっていた者は、変更登録申請（様式7号）を取引士資格登録している都道府県知事に届け出てください。

「大分県宅地建物取引士資格登録申請等の手引き 参照」

2 | 7 | 0

廃業等届出書

宅地建物取引業法第11条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

令和〇年 〇月 ×日

~~—地方整備局長~~

~~北海道開発局長~~ 殿

大分県知事

届出者 住所 大分市大手町3丁目1番1号

氏名 株式会社 大手町不動産
代表取締役 大分 太郎

受付番号

受付年月日

届出時の免許証番号

* | | | | |

* | | | | |

4 | 4 (3)

0 | 0 | 9 | 9 | 9 | 9

届出の理由	1. 死亡 2. 合併による消滅 3. 破産 4. 解散 ⑤. 廃止
商号又は名称	株式会社 大手町不動産
氏名 (法人にあつては、代表者の氏名)	大分 太郎
主たる事務所の所在地	大分市大手町3丁目1番1号
届出事由の生じた日	令和〇年 〇月 ×日
宅地建物取引業者と届出人との関係	1. 相続人 2. 元代表役員 3. 破産管財人 4. 精算人 ⑤. 本人

確認欄

* |